

学研労協 NEWS ニュース

茨城国公、学研労協と共同で水戸財務局交渉を実施

茨城国公は、12月10日、「筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会（以下「学研労協」）」と共同で、財務省関東財務局水戸財務事務所と公務員宿舎問題に関わる交渉を実施しました。

学研労協からは小滝議長・川中事務局長、茨城国公からは山口副委員長・吉成書記長、全労働、国交労組地理支部の計6名が交渉に参加し、水戸財務事務所は寺田事務所長、田中管財課長が対応しました。学研労協・茨城国公連名の「公務員宿舎に関する要求書」を受けて、寺田事務所長は以下のように回答しました。

【要求1】職員が安心して職務に専念できるよう、必要な宿舎は国の責任で確保することと、廃止宿舎に居住している職員は、希望者全員が入居できる戸数を確保すること。

【寺田事務所長】各府省が自ら算出された必要戸数に沿って、関東財務局が宿舎を配分している。10月29日に第4回目の配分を行った。

【要求2】老朽化した宿舎の修繕・耐震化等は国の責任で行うことと、退居期限の設定や原状回復など、その運用については、独立行政法人管理の宿舎も含め入居者の事情に配慮すること。

【寺田事務所長】国の責任で修繕を行うが、財務状況による予算の制約もあるので、優先順位をつけて実施していく。退去期限については、各府省が宿舎事情を勘案して定めている。独立行政法人管理の宿舎については、お答えできる立場でない。

【要求3】廃止計画に基づいて退去する場合、独立行政法人管理宿舎についても原状回復義務を免除すること。

【寺田事務所長】独立行政法人管理の宿舎については、お答えできる立場でない。

【要求4】生活を直撃する宿舎・駐車場使用料の大幅値上げを撤回すること。また、使用料改定にあたっては、事前にその内容について労働組合と協議を行い合意と納得を得ること。

【寺田事務所長】宿舎費、駐車場使用料については、財務本省で決定している。今回は過去に例のない規模の引き上げなので、平成26年4月から3回に分けて実施し、激変緩和措置を取っている。

【要求5】廃止計画に伴い転居を強いられる子弟の教育環境・教育条件に配慮するとともに、当該地域の小中学校に対し悪影響が及ばないよう関係する自治体に働きかけること。

【寺田事務所長】教育関係については入居者が重視していることはわかっているので、宿舎廃止の情報などは最大限提供し、つくば市にも情報を提供してきた。ただし、個別の話についてはつくば市の担当と相談していただきたい。

寺田事務所長の回答を受けて、「宿舎廃止の話が出て土地代の値上がりなど問題があった。廃止計画の延長によって、自治会費での電球代や草木の剪定費用が足りなくなっている。入居者が減って自治会の維持が困難になっている。何らかの措置が必要だ。単身宿舎では、入居者がいる部屋の廊下にしか電灯がついていない。草が伸び、街灯がまばら、1階にコンパネでは治安が悪くなるのが懸念される。省庁の積み上げで必要戸数を決めたというが、つくばは国の政策で研究職公務員を集めた。にも関わらず5類型に研究職は含まれておらず、今回の削減で3,700戸から1,200戸に減らされる。これでは日本の科学技術研究が成り立たなくなる。各府省での積み上げのプロセスも不鮮明だ。各府省と現場が乖離している。5類型以外にも検討すべき。宿舎の確保は労働条件であり、条件が悪いと新採も入ってこない。」などの意見が出されました。

これに対し、寺田事務所長は、「今後の宿舎の配分予定については、先の見通しがわからないので決まっていない。必要戸数は各府省で算出した数に対して配分しているが、最初の算出以降の変化については、承知していない。自治会は人数が集まって運営されるもの。入居者が減っていけば弊害が出ることもある。『支援』について税金から拠出することが妥当かどうかの議論もあると思う。『つくば中心市街地再生推進会議』は終了したが、つくば市内に財務管理の宿舎や跡地があるので、つくば市の個別協議は必要と考えている。1階部分のコンパネについては不法侵入者への対策だ。最先端の研究と公務員宿舎の確保はリンクしてないと思う。」と回答しました。

最後に山口副議長から、つくば地区では、治安、教育、街作り等の観点から引き続きつくば市と協議を進めること、入居者が不利益をならないように、あらゆる手立てを講じることを申し入れて交渉を終えました。

今後とも、学研労協は様々な交渉ラインを通じてつくばの宿舎問題に取り組んでいきますので、皆様のご協力をお願いいたします。